



茨城県報

第 1 7 0 6 号

平成17年 9月15日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則.....	1
茨城県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則.....	3
告 示	
大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課)	16
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (5件) (中小企業課)	17
家畜商講習会の開催要領 (畜産課)	29
保安林の解除の予定 (林業課)	33
定款変更の認可 (3件) (農村計画課)	33
県道路線の変更及び告示について (道路維持課)	33
道路の区域の決定 (2件) (道路維持課)	34
道路の区域の変更 (4件) (道路維持課)	35
自転車専用道路等の指定 (道路維持課)	37
土地区画整理事業の換地処分 (都市整備課)	37
土地改良事業の適当決定 (3件) (土地改良事務所)	37
土地改良区役員の就任 (土地改良事務所)	39
(警 察 本 部)	
茨城県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程.....	39
公 告	
都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	41
都市計画の案の縦覧 (都市計画課)	41
開発行為の工事完了 (6件) (建築指導課)	41
(公 安 委 員 会)	
指定車両移動保管事務公示の変更公示.....	43

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第12号

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

る。

平成17年 9月15日

茨城県公安委員会委員長 鈴 木 明 夫

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則（昭和35年茨城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2(1)鹿嶋の項中

「

知手浜交番	神栖市知手3428番地	神栖市知手中央一，二，三，四，五，六，七，八，九，十丁目，知手，奥野谷のうち奥野谷浜，日川，深芝のうち深芝浜（神之池地区交番の所管区を除く。），横瀬，東和田，南浜，北浜	を
-------	-------------	--	---

」

「

知手浜交番	神栖市知手中央三丁目8番1号	神栖市知手中央一，二，三，四，五，六，七，八，九，十丁目，知手，奥野谷のうち奥野谷浜，日川，深芝のうち深芝浜（神之池地区交番の所管区を除く。），横瀬，東和田，南浜，北浜	に
-------	----------------	--	---

」

改める。

別表第2(4)鹿嶋の項中

「

神之池地区交番所在地	神栖市神栖一，二，三，四丁目，大野原一，二，三，四，五，六，七，八丁目，大野原中央一，二，三，四，五，六丁目，深芝南一，二，三丁目，溝口，平泉，平泉外十二入会，木崎，田畑，息栖，深芝（深芝浜を除く。），居切（居切浜を除く。），堀割一，二，三丁目，鱈川，下幡木，筒井，賀，高浜，石神，芝崎，萩原，奥野谷（奥野谷浜を除く。），鹿島港内，東深芝	を
------------	---	---

」

「

神之池地区交番所在地	神栖市神栖一，二，三，四丁目，大野原一，二，三，四，五，六，七，八丁目，大野原中央一，二，三，四，五，六丁目，深芝南一，二，三丁目，溝口，平泉，平泉東一，二，三丁目，木崎，田畑，息栖，深芝（深芝浜を除く。），居切（居切浜を除く。），堀割一，二，三丁目，鱈川，下幡木，筒井，賀，高浜，石神，芝崎，萩原，奥野谷（奥野谷浜を除く。），鹿島港内，東深芝	に
------------	--	---

」

改める。

附 則

この規則は，平成17年 9月16日から施行する。

茨城県公安委員会規則第13号

茨城県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 9月15日

茨城県公安委員会委員長 鈴 木 明 夫

茨城県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(茨城県情報公開条例施行規則の一部改正)

第 1 条 茨城県情報公開条例施行規則 (平成13年茨城県公安委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「当該」を「それぞれ当該」に改める。

第 4 条第 1 項中「の区分に従い、当該」を「に掲げる区分に応じ、それぞれ当該」に改める。

様式第 2 号の (注) 3 中「異議申立て」の次に「又は処分の取消しの訴えの提起」を加える。

様式第 3 号中

「 (教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。」

「 (不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改め、同様式の (注) 3 中「異議申立て」の次に「又は処分の取消しの訴えの提起」を加える。

様式第 4 号中

「 (教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。」

「 (不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として

(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

様式第8号中

「(注) 茨城県情報公開条例第15条第1項の規定による通知の場合には、5の欄の記載は要しない。」を

「(注) 茨城県情報公開条例第15条第1項の規定による通知の場合には、5の欄は記載していません。」に

改める。

様式第9号中

「(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。」

「(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

(茨城県少年指導委員運営規則の一部改正)

第2条 茨城県少年指導委員運営規則(昭和60年茨城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の解嘱通知書を交付したときは、様式第3号に定める受領書を徴するものとする。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (4 条関係)

解 嘱 通 知 書

年 月 日

住 所

氏 名 殿

茨城県公安委員会

印

あなたは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条第 5 項第 号に該当するので、
年 月 日をもって茨城県少年指導委員を解嘱します。

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 3 号

受 領 書

年 月 日付け茨城県公安委員会の少年指導委員解嘱通知書を受け取りました。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

茨城県公安委員会 殿

(茨城県道路交通法施行細則の一部改正)

第 3 条 茨城県道路交通法施行細則 (昭和58年茨城県公安委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

様式第10号の 3 , 様式第12号の 9 及び様式第12号の10中

「 (教示) この指示に不服があるときは、この指示があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に不服申立てをすることができます。」

「 (不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。), 提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号

安全運転管理者解任命令書

年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

安全運転管理者所属名称

安全運転管理者氏名

上記の者は、次のような違反をしたので、安全運転管理者として不相当であるので解任されたく、道路交通法第74条の2第6項により命令する。

記

違反の内容	
-------	--

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号

副安全運転管理者解任命令書

年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

副安全運転管理者所属名称

副安全運転管理者氏名

上記の者は、次のような違反をしたので、副安全運転管理者として不相当であるので解任されたく、道路交通法第74条の2第6項により命令する。

記

違反の内容	

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第24号中

「(教示) この処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)により、茨城県公安委員会に対し、処分を知った日の翌日から起算して60日以内に書面により不服の申し立てを
ができます。」

「(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」
改め、様式第26号を次のように改める。

様式第26号

合格決定取消し通知書

年 月 日

殿

茨城県公安委員会

あなたが 年 月 日 試験場において受験した免許試験の合格を下記の理由で
取消したから通知する。

記

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第35号の13を次のように改める。

様式第35号の13

茨公委指令第 号
年 月 日

解 任 命 令 書

殿

茨城県公安委員会 印
氏 名

道路交通法第108条の5第3項の規定に基づき、下記の理由により上記の運転適性指導員等の解任を命ずる。

解 任 理 由	
---------	--

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第35号の18を次のように改める。

様式第35号の18

茨公委指令第 号
年 月 日

指定講習機関指定取消通知書

所在地

殿

氏 名

茨城県公安委員会

印

下記の理由により、道路交通法第108条の11 第1項の規定により指定講習機関としての指定を取り消したの
第2項

で通知する。

指 定 番 号	
理 由	

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(茨城県交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)

第 4 条 茨城県交通安全活動推進センターに関する規則 (昭和62年茨城県公安委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 7 を次のように改める。

別記様式第 7

茨城県公安委員会 () 達第 号
年 月 日

茨城県交通安全活動推進センター

財団 (社団) 法人

会長 殿

茨城県公安委員会

委員長

印

財産の状況等の改善に必要な措置命令についての命令書

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の31第 3 項の規定により、次の措置を執ることを命ずる。

記

- 1 財産の状況
- 2 事業の運営

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 9 を次のように改める。

別記様式第 9

茨城県公安委員会 () 達第 号
年 月 日

茨城県交通安全活動推進センター
財団 (社団) 法人
会長 殿

茨城県公安委員会
委員長 印

指 定 取 消 書

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の31第 4 項の規定に基づき、茨城県交通安全活動推進センターの指定を、次の理由により取り消す。

記

<p>指 定 取 消 し の 理 由</p>	
---------------------------------	--

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

茨城県告示第1086号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センターに到着するよう提出してください。

平成17年 9 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

日榮産業株式会社

代表取締役 加 森 正 恒

(2) 住所

水戸市笠原町1191番地の2

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン中郷

北茨城市中郷町上桜井字細谷2821 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
未定	未定	未定

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社雑貨屋ブルドック	静岡県浜松市平口5228番地98ビル2階	内 山 恭 昭

(3) 変更の年月日

平成17年 8 月25日

(4) 変更する理由

未定テナントが決定した為

3 届出年月日

平成17年 8 月31日

~~~~~



## 茨城県告示第1087号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 9 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社エコス

代表取締役 岩 谷 堯

## (2) 住所

東京都昭島市中神町1160番地 1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス新山方店

常陸大宮市山方下湯沢内582 - 2

## (2) 変更した事項

(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------|-----|-------|
| 未定          | 未定  | 未定    |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称  | 住 所              | 代表者氏名   |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社サエキメディカル | 東京都国立市谷保6776番地   | 佐 伯 光 貞 |
| 株式会社関東ワッツ    | 東京都国立市東一丁目16番17号 | 平 岡 史 生 |

## (3) 変更の年月日

平成17年 7 月28日

## (4) 変更する理由

未定小売業者が確定したため

## 3 届出年月日

平成17年 8 月30日

## 茨城県告示第1088号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにお

いて縦覧に供する。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 鮎川ショッピングセンター

日立市鮎川町一丁目156番 外

### (2) 届出の概要

#### ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成17年 5月16日

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称  | 住 所                  | 代表者氏名   |
|--------------|----------------------|---------|
| 株式会社三喜       | 千葉県柏市中央町 2 番 8 号     | 八木下 眞 司 |
| 株式会社サンユーストアー | 北茨城市磯原町磯原一丁目 1 番127号 | 伊 藤 尚 武 |

#### ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 1月 7日

#### エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,985m<sup>2</sup>

#### オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 302台
- (イ) 駐輪場の収容台数 138台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 222m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 57m<sup>3</sup>

#### カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前10時
  - (閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前 9 時30分 ~ 午後 9 時
- (ウ) 駐車場の出入口の数
  - 2 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - 1 午前 9 時 ~ 午後 7 時
  - 2 午前 6 時 ~ 午後 7 時
  - 3 午前 3 時 ~ 午後 7 時

#### キ 届出年月日

平成17年 5月 6日

## 2 意見書提出者の意見

| 意 見 の 概 要                                                                                                                                                                                           | 理 由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>隣接する道路・市道4990号線並びに市道4983号線を拡幅し、進入用レーンを設置して、通学児童、生徒をはじめ周辺地域住民の交通安全に対しては、社会的責任として最大限配慮することを強く求める。</p> <p>同時に、交通整理員の常時配置や敷地内導入路の工夫等により、周辺道路交通の慢性的な渋滞の更なる悪化を回避し、快適な生活環境と良好な産業経済活動に対し、積極的な配慮を求める。</p> | <p>当該店舗の立地予定地は、恒常的に通行車両の極めて多い市道（4990号線及び4983号線）に面し、同店舗の営業により、周辺道路交通に負荷がかかり一層の渋滞を引き起こすことが懸念される。</p> <p>周辺には近接して、小中学校・高校（日立市立油縄子小学校、日立立養護学校、同多賀中学校、県立多賀高等学校）が特に集中しており、当地区の在校生は総数1,737名（平成17年5月1日現在）である。これらの通学児童、生徒の通学路でもある上記市道に関しては、交通安全上、進入車両のためにセットバックによりレーンの設置が必要であることは明らかである。</p> <p>歩行者及び車両交通の安全対策を最大限、設置者の社会的責任として講じることを求める。</p> <p>慢性的な交通渋滞の更なる悪化を回避するために、前記レーンの設置のほか、交通整理員の常時配置をはじめ駐車場出入口など敷地内の導入路に工夫を講じるなど、積極的な対応を図られたい。</p> |
| <p>通常の営業に付随する騒音対策を講ずることは当然として、夜間の騒音発生の抑制に万全を期し、車両及び設備騒音の敷地境界のレベルを基準値以下へ極小化をはかること。</p>                                                                                                               | <p>店舗の設備を発生源とする騒音に加えて、来店車両はもとより暴走族等による騒音被害も予想され、近接して居住する世帯に対する配慮が必要である。騒音ばかりでなく、店舗付近が溜まり場化するような青少年の非行化を防止する配慮にも万全を期されたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>ごみ・残滓、廃油等の廃棄物の減量化推進につとめ万全の環境保全策を講ずること（周辺のごみの散乱、悪臭、土壌・大気汚染の防止。）</p>                                                                                                                               | <p>ごみ、廃油等の発生によって周辺環境、特に周辺路上への汚染等は最大限避けるよう対策を十分に講じなければならない。廃棄物減量化とリサイクル推進については、積極的に取り組む責務がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>地域社会の活動等に積極的に参加協力し、環境美化をはかり、良好な街づくりに配慮すること。</p>                                                                                                                                                  | <p>地域社会の活動に対しては、積極的に参加協力し、より豊かな街づくりを推進し、植栽等によって環境美化や適切な街並みづくりへの配慮を望むものである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

## 茨城県告示第1089号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成17年9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢基チェーン北茨城店  
北茨城市磯原町磯原437 - 1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 1 項)  
平成17年 7月 7日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                     | 代表者氏名   |
|-------------|-------------------------|---------|
| ジャスフォート株式会社 | 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地   | 本 田 進   |
| 株式会社ブルーグラス  | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1 | 野 口 禎一郎 |
| 有限会社クスリのイズミ | 福島県いわき市泉町滝尻字折返 5 7 番地   | 中 川 博 義 |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                     | 代表者氏名   |
|-------------|-------------------------|---------|
| スナップス販売株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地   | 本 田 進   |
| 株式会社ブルーグラス  | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1 | 木 村 保   |
| 株式会社錦       | 愛知県名古屋市中村区名駅 2 丁目45番19号 | 西 尾 遼 一 |

## ウ 届出年月日

平成17年 6月22日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第1090号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢基チェーン北茨城店  
北茨城市磯原町磯原437 - 1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 2 項)

平成17年 7 月11日

## イ 変更した事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 461台

(変更後) 447台

## ウ 届出年月日

平成17年 6 月24日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第1091号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年 9 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東海駅東ショッピングタウン

那珂郡東海村大字舟石川字長堀15街区 1

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第1項)

平成17年 4 月14日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称       | 住 所                       | 代表者氏名 |
|--------------|---------------------------|-------|
| 株式会社クロサワ眼鏡店  | 水戸市南町二丁目3番25号ハクビ水戸ビル3F    | 黒澤輝子  |
| 株式会社タカラブネ    | 京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗37番地    | 新開純也  |
| 株式会社三貴       | 東京都豊島区東池袋3-4-3池袋イースト      | 木村和巨  |
| 株式会社大野書店     | 那珂郡東海村舟石川819-26           | 大野豊治  |
| 株式会社コックス     | 静岡県浜松市鍛冶町320番地の23         | 藤野武美  |
| ジャスフォート株式会社  | 大阪府大阪市中央区備後町二丁目4番9号       | 本田進   |
| ソックコーベ株式会社   | 兵庫県神戸市兵庫区荒田町一丁目17-13      | 日ノ本欽也 |
| 株式会社錦        | 京都府京都市上京区五辻通浄福寺西入一色町27番地1 | 竹内義典  |
| フジパンストアー株式会社 | 愛知県名古屋市長瀬区松園町一丁目50番地      | 船橋重明  |

| 氏名又は名称     | 住 所                | 代表者氏名   |
|------------|--------------------|---------|
| 株式会社ブルーグラス | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 野 口 慎一郎 |

(変更後)

| 氏名又は名称        | 住 所                   | 代表者氏名   |
|---------------|-----------------------|---------|
| 株式会社大野書店      | 那珂郡東海村舟石川駅西2-15-16    | 大 野 豊 治 |
| 株式会社オンデーズ     | 東京都新宿区高田馬場1丁目17番18号   | 森 部 好 樹 |
| 株式会社コックス      | 東京都江東区新大橋1丁目8番11号     | 荻 原 久 示 |
| スナップス販売株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地     | 本 田 進   |
| ソックコーベ株式会社    | 兵庫県神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地   | 日ノ本 欽 也 |
| 株式会社きね八       | 水戸市堀町932              | 田 所 幸 雄 |
| 株式会社錦         | 愛知県名古屋市中村区名駅2丁目45番19号 | 西 尾 遼 一 |
| フジパンストア株式会社   | 愛知県名古屋市長久区松園町一丁目50番地  | 高 木 和 巳 |
| 株式会社ブルーグラス    | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1    | 木 村 保   |
| 株式会社タツミヤ      | 東京都八王子市暁町1丁目32番13号    | 指 田 努   |
| 株式会社フォーティファイブ | 千葉県野田市野田47番地の16       | 寺 田 浩 之 |

## (3) 届出年月日

平成17年3月30日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第1092号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市、高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成17年9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 第1 那珂町ショッピングセンター

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂町ショッピングセンター

那珂市菅谷2483-1

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成17年2月28日

## イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## (ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 512台

(変更後) 409台

## (イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 11箇所

(変更後) 9 箇所

## ウ 届出年月日

平成17年 2 月 8 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 2 ウエルシア薬局下館南店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア薬局下館南店

筑西市字花の前916番地

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 2 項)

平成17年 3 月10日

## イ 変更した事項

## (ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 103台

(変更後) 81台

## (イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5 箇所

(変更後) 4 箇所

## ウ 届出年月日

平成17年 2 月15日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 3 カスミ並木店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ並木店

土浦市並木 3 丁目 8 番地 1 号

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 2 項)

平成17年 3 月 7 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(変更後) 24時間 (一部午前 6 時～午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成17年 2 月18日

2 意見の概要

意見なし

第 4 カスミテクノパーク桜店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミテクノパーク桜店

つくば市桜 1 丁目22番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成17年 3 月10日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～翌午前 0 時15分

(変更後) 24時間

ウ 届出年月日

平成17年 2 月24日

2 意見の概要

意見なし

第 5 DAYZ TOWN TSUKUBA

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DAYZ TOWN TSUKUBA

つくば市竹園一丁目 9 番 2 号

(2) 届出の概要



## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 2 項)

平成17年 3 月24日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 (一部午前10時)

閉店時刻 午後10時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分 ~ 午後 9 時30分

(変更後) 午前 8 時30分 ~ 翌午前 0 時30分

## (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2 箇所

(変更後) 3 箇所

## ウ 届出年月日

平成17年 3 月 8 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 6 ランドロームフードマーケット利根店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドロームフードマーケット利根店

北相馬郡利根町もえぎ野台 2 丁目 1 番 1

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 2 項)

平成17年 4 月 7 日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,432m<sup>2</sup>(変更後) 3,224m<sup>2</sup>

## (イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 収容台数 242台

(変更後) 収容台数 192台

## (ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 60台

(変更後) 収容台数 85台

## (エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 91m<sup>2</sup>

(変更後) 面積 101m<sup>2</sup>

(オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 74m<sup>3</sup>

(変更後) 容量 77m<sup>3</sup>

ウ 届出年月日

平成17年 3 月28日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第7 ヤマダ電機テックランドひたちなか店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランドひたちなか店

ひたちなか市稲田1426番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成17年 4 月14日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2 箇所

(変更後) 3 箇所

ウ 届出年月日

平成17年 3 月28日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第8 T - P L A C E

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

T P L A C E

猿島郡境町122番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成17年 2 月28日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 (年間 5 日は午前 8 時)

閉店時刻 午後11時 (一部午後 9 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 ~ 午後 8 時30分

(変更後) 午前 8 時30分 (年間 5 日は午前 7 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成17年 2 月 2 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 9 水戸駅ビルエクセル

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅ビルエクセル

水戸市宮町一丁目 1 番 1 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成17年 3 月 3 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時 (一部午後 8 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 ~ 午後 9 時

(変更後) 午前 8 時 ~ 午後10時

ウ 届出年月日

平成17年 2 月15日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第10 株式会社カワチ薬品下館西店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品下館西店

筑西市西谷貝字梶内247 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成17年 4 月 7 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時～午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 午前 9 時～午後10時30分

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前10時～午後 8 時

(変更後) 午前 7 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成17年 3 月25日

2 意見の概要

意見なし

第11 セイブ元吉田店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ元吉田店

水戸市元吉田町1562番地 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成17年 4 月11日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～翌午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成17年 3 月25日

2 意見の概要

意見なし

~~~~~

茨城県告示第1093号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による家畜商講習会の開催要領を次のとおり定める。

平成17年 9 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

平成17年度 家畜商講習会開催要領

1 目的

家畜商法第 4 条の 2 第 1 項の規定により家畜商業務の健全な運営を図り、もって家畜取引の公正を期すため、新たに家畜取引の業務に従事しようとする者に、その業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。

2 主催

茨城県

3 開催日時

平成17年10月25日（火）及び平成17年10月26日（水）の 2 日間

両日とも午前 9 時から午後 5 時まで

4 開催場所

茨城県新治郡八郷町根小屋1234

茨城県畜産センター 研修室

電話 0299 - 43 - 3333

5 受講者の資格

家畜商法第 3 条の規定による家畜商免許を受けようとする者

6 受講手続

(1) 提出書類

ア 平成17年度家畜商講習会受講申請書（様式第 1 号）

イ 上半身正面脱帽での写真 2 枚（縦2.5cm×横2.4cm）

ウ 家畜商講習手数料として2,900円相当の茨城県収入証紙（平成17年度家畜商講習会受講申請書に貼付）

(2) 提出期限

平成17年10月 4 日（火）

(3) 提出先

住所地为管轄する下記地方総合事務所畜産主務課。

住所地为県外の者は、最寄りの下記地方総合事務所畜産主務課。

ア 県北地域

県北地方総合事務所畜産振興課

住所：水戸市柵町 1 - 3 - 1

電話：029 - 231 - 0476

イ 鹿行地域

鹿行地方総合事務所農林課

住所：鹿島郡銚田町大字銚田1367 - 3

電話：0291 - 33 - 4111

ウ 県南地域

県南地方総合事務所農業課

住所：土浦市真鍋 5 - 17 - 26

電話：029 - 822 - 8511

エ 県西地域

県西地方総合事務所農林課

住所：筑西市二木成615

電話：0296 - 24 - 2211

ただし、家畜商法施行規則第6条第1号又は第2号の規定に該当する者（獣医師法第3条の規定による獣医師の免許を受けている者又は家畜改良増殖法第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者）で、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間特例措置適用申請書（様式第2号）に獣医師免許証の写し又は家畜人工授精師免許証の写しを添付して提出する。

(4) 受講通知，受講者のとりまとめ

平成17年度家畜商講習会受講申請書を受理した総合事務所の畜産主務課長は、受講者申請者へ平成17年度家畜商講習会受講通知書（様式第3号）を送付するとともに、受講者について別添受講者一覧（様式第4号）によりとりまとめ平成17年10月11日（火）までに畜産課長へ報告するものとする。

7 講習課目及び時間

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 家畜の取引に関する法令 | 4 時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴 | 4 時間 |
| (3) 家畜の悪癖，機能障害及び疾病 | 6 時間 |

8 受講者の留意事項

- (1) 受講者は、講習会当日は午前8時50分までに会場に到着し、受付に平成17年度家畜商講習会受講通知書（様式第3号）を提示すること。
- (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。また、昼食を各自手配願います。
- (3) 講義を妨げるような言動を行ったときは、退場を命ずることがあります。
- (4) 講習会場においては、講師又は係員の指示に従うこと。

9 修了証明書の交付

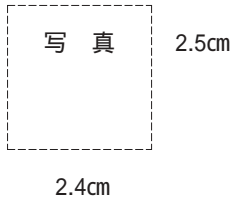
本講習会を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

10 その他

この講習会に用いるテキスト（「最新 家畜取引の知識 改訂版」ぎょうせい社刊3,000円）は、講習会初日に受付で実費で販売します。

(様式第 1 号)

平成17年度家畜商講習会受講申請書



平成 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者住所

電話番号

氏 名

印

家畜商講習会を受講したいので、家畜商法第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づき申請します。

茨城県収入証紙ちょう付欄

県収入証紙

受講手数料として、2,900円相当の茨城県収入証紙を消印せず貼付してください。

講習会テキスト購入について (を付けてください)

- ・購入を希望します (1 冊 3,000円)
- ・購入を希望しません

(様式第 2 号)

講習時間の特例措置適用申請書

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者住所

電話番号

氏 名

印

家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、家畜商法施行規則第 8 条第 1 号 (獣医師免許証の写し), 2 号 (家畜人工授精師免許証の写し) に掲げる書類を添えて、下記により申請する。

記

家畜商法施行規則第 6 条 1 号, 第 2 号に該当するため

茨城県告示第1094号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

高萩市大字中戸川板平71番，字座頭38番イ，日立市十王町黒坂字黒坂山372 - 1（国有地。「次の図」に示す部分に限る。）

2 指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

公益上の理由（農道用地）

（「次の図」は省略し，その図面を茨城県庁，高萩市役所及び日立市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1095号

平成17年 8月25日付けで，下石崎土地改良区から申請があった定款変更を，土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成17年 9月 8日認可した。

なお，同法第30条第 2 項の許可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に，茨城県を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1096号

平成17年 8月25日付けで，鳥羽田土地改良区から申請があった定款変更を，土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成17年 9月 8日認可した。

なお，同法第30条第 2 項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に，茨城県を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1097号

平成17年 8月25日付けで，那珂湊土地改良区から申請があった定款変更を，土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成17年 9月 8日認可した。

なお，同法第30条第 2 項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に，茨城県を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 2 項の規定に基づき，次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、平成17年 9月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

路線番号	旧 新 別	路線名	起 点	重要な 経過地	法第7条 第1項該 号	備 考
			終 点			
343	旧	木崎雨引停車場線	真壁郡大和村大字大国玉		6	
			真壁郡大和村大字本木雨引停車場線			
	新	木崎雨引線	真壁郡大和村大字大国玉		6	
			真壁郡大和村大字大曾根			

茨城県告示第1099号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成17年 9月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

整理 番号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員	延 長
343	県 道	木崎雨引線	真壁郡大和村大字大国玉字木崎 632番 6 から	メートル	メートル
			真壁郡大和村大字木曾根字深町 647番 4 まで	最大 33.4 最小 6.5	2,882

茨城県告示第1100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成17年 9月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

整理 番号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員	延 長
504	県 道	潮来土浦自転車道線	行方郡玉造町字高須甲5370番60地 先から	メートル	メートル
			行方郡玉造町字高須甲5370番55地 先まで	最大 5.9 最小 5.9	156
			行方郡玉造町字高須甲5370番51地 先から	最大 5.9 最小 5.9	221
			行方郡玉造町字高須甲5370番46地 先まで	最大 7.1 最小 7.1	10

茨城県告示第1101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年9月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西小埜真岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字西小埜字金越1800番 6地先から	(A)	最大 11.5	メートル 452	
		最小 6.2		
西茨城郡岩瀬町大字磯部字上桜川518番 1地先まで	(B)	最大 32.0	435	
		最小 6.8		
	新 (B)	最大 32.0 最小 6.8	435	旧道移管

茨城県告示第1102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年9月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字土師字南前570番 地先から	旧	最大 24.5	メートル 436	
		最小 6.0		
西茨城郡岩間町大字土師字峪田1265番 1地先まで	新	最大 44.0	436	現道拡幅
		最小 7.0		

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字押辺字行人2020番1 地先から 西茨城郡岩間町大字押辺字行人2024番1 地先まで	旧	メートル	メートル	142
		最大 11.3		
		最小 8.5		
	新	最大 15.0	142	現道拡幅
		最小 12.5		

茨城県告示第1103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年9月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山内上小瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市上小瀬5783番26地先から 常陸大宮市上小瀬4693番5地先まで	旧	メートル	メートル	157
		最大 10.1		
		最小 8.1		
	新	最大 15.2	157	現道拡幅
		最小 10.5		

茨城県告示第1104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年9月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市大森町字鶴巻1241番2 地先から 常陸太田市久米町字大石廻1863番4 地先まで	(A)	メートル	メートル	10,302
		最大	49.0	
		最小	5.1	
		旧	(B+C)	
	最小	11.6		10,038
	(A)	最大	49.0	10,302
最小		5.1	12,029	
新		最大		95.0
(B+C+D)		最小	11.6	

茨城県告示第1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分の次のとおり指定する。

その関係図面は、平成17年9月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員	延 長
行方郡玉造町字高須甲5370番60地先から 行方郡玉造町字高須甲5370番55地先まで	メートル	メートル
	最大	4.0
	最小	4.0
	156	
行方郡玉造町字高須甲5370番51地先から 行方郡玉造町字高須甲5370番46地先まで	最大	4.0
	最小	4.0
	221	

茨城県告示第1106号

鹿島臨海都市計画事業平泉外十二入会士地区画整理組合については、換地処分があったので、士地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

平成17年9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1107号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から平成17年8月5日付けで施行認可申請のあった荒川本郷地区土地改良事業（かんがい排水事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成17年8月19日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所に異議申出をすることができる。

平成17年 9月15日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

1 縦覧に供する書類

土浦市外十五ヶ町村土地改良区の定款の写し
荒川本郷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年 9月16日から
平成17年10月18日まで

3 縦覧の場所

茨城県稲敷土地改良事務所

茨城県告示第1108号

新治村長 完賀浩光 から平成17年 7月29日付けで協議のあった新治地区土地改良事業（むらづくり交付金・ため池）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成17年 8月24日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県土浦土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成17年 9月15日

茨城県土浦土地改良事務所長 萩 島 利 孝

1 縦覧に供する書類

新治地区土地改良事業（むらづくり交付金・ため池）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年 9月16日から
平成17年10月18日まで

3 縦覧の場所

茨城県土浦土地改良事務所

茨城県告示第1109号

新治村長 完賀浩光 から平成17年 7月29日付けで協議のあった新治地区土地改良事業（むらづくり交付金・農道）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成17年 8月24日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県土浦土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成17年 9月15日

茨城県土浦土地改良事務所長 萩 島 利 孝

1 縦覧に供する書類

新治地区土地改良事業（むらづくり交付金・農道）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年 9月16日から
平成17年10月18日まで

3 縦覧の場所

茨城県土浦土地改良事務所

茨城県告示第1110号

猿島郡三和町大字仁連2065番地に事務所を置く幸江崎土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年 9 月15日

茨城県境土地改良事務所長 伊 藤 幸 平

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	染 谷 誠 一	結城市大字北南茂呂430番地

(警 察 本 部)

茨城県警察本部告示第 1 号

茨城県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 9 月15日

茨城県警察本部長 中 林 英 二

茨城県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

茨城県情報公開条例施行規程(平成13年茨城県警察本部告示第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「当該」を「それぞれ当該」に改める。

第4条第1項中「の区分に従い、当該」を「に掲げる区分に応じ、それぞれ当該」に改める。

様式第2号の(注)3中「異議申立て」を「審査請求又は処分の取消しの訴えの提起」に改める。

様式第3号中

「(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、
茨城県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。」

「(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改め、同様式の (注) 3 中「異議申立て」を「審査請求又は処分の取消しの訴えの提起」に改める。

様式第 4 号中

「(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。」

「(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

様式第 8 号中

「(注) 茨城県情報公開条例第15条第 1 項の規定による通知の場合には、5 の欄の記載は要しない。」を

「(注) 茨城県情報公開条例第15条第 1 項の規定による通知の場合には、5 の欄は記載していません。」に

改める。

様式第 9 号中

「(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。」

「(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画駐車場の变更に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

駐車場（6号 学園東駐車場）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、下館・結城都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路（3・3・82 岩瀬長方線）

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

西茨城郡岩瀬町

大字長方 字長町，字星ノ宮，字上野，字飯島の各一部

大字中泉 字星ノ宮の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 岩瀬町まちづくり課

4 縦覧期間

平成17年 9月15日～9月29日

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成17年 9月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市中郷町上桜井字細谷2819番, 2820番, 2821番, 2822番, 2823番, 2824番, 2826番, 2827番の一部, 2828番, 2829番, 2830番, 2831番, 2832番, 2833番, 2834番, 2835番, 2836番

2 事業主の住所及び氏名

水戸市笠原町1191番地の2

日榮産業株式会社

代表取締役 加 森 正 恒

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字鳥羽田字桜山1041番3

2 事業主の住所及び氏名

水戸市見川3丁目536番地の8 (県営見川アパート6棟202号)

田 崎 修

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市中根町字鳴神番外5番203, 同番219, 字箸塚番外1番11, 東端穴町字下山588番27
(牛久北部特定土地区画整理事業地内E121街区1画地)

2 事業主の住所及び氏名

大阪府大阪市北区大淀中1-1-88

積水ハウス株式会社

代表取締役 和 田 勇

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市蒲ヶ山字水砂76番21

2 事業主の住所及び氏名

土浦市荒川沖西2丁目11番11号

有限会社 ライズ調剤

代表取締役 森 重 英 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑西市玉戸字前谷195番2

2 事業主の住所及び氏名

栃木県小山市大字喜沢200-1 ハーモネート - 104号

大 武 靖 幸

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字下大野字新山1546番3

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字西牛谷864 - 1 スワネイジフラット201

猪 俣 純 宏

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

指定車両移動保管事務公示の変更公示

指定車両移動保管機関等に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第7号) 第10条第2項の規定による公示事項の変更を次のとおり公示する。

平成17年 9 月15日

茨城県水戸警察署長 生 田 目 実

## 1 変更する事項

(1) 指定車両移動保管機関の代表者の氏名

塚 田 義 一

(2) 車両移動保管事務を行う地域

水戸市

東茨城郡の内

常澄村・茨城町・内原町・桂村・大洗町・常北町

(3) 車両移動保管事務の範囲

道路交通法第51条の2第1項に規定する車両移動保管事務の全部

## 2 変更後の事項

(1) 指定車両移動保管期間の代表者の氏名

大 柊 栄 一

(2) 車両移動保管事務を行う地域

水戸市

東茨城郡の内

茨城町・大洗町

(3) 車両移動保管事務の範囲

道路交通法第51条の3第1項に規定する車両移動保管事務の全部

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)